

○国立大学法人山形大学施設一時使用細則

(平成16年4月1日細則第68号)

改正 平成23年4月1日細則第17号 平成24年4月1日
平成26年4月9日 平成27年3月27日
平成28年3月9日〔未施行〕

(趣旨)

第1条 国立大学法人山形大学(以下「本学」という。)の土地、建物及び構築物(以下「施設」という。)を、本学以外の者に一時使用させる場合は、他の法令に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この細則において「部局」とは、各学部(研究科を含み、地域教育文化学部にあつては教育実践研究科を含む。)、基盤教育院、附属学校、医学部附属病院、小白川図書館(附属博物館を含む。)、保健管理センター、情報ネットワークセンター、総務部(男女共同参画推進室及び監査室を含む。)、企画部、財務部、施設部、教育・学生支援部、エンロールメント・マネジメント部(東北創生研究所及びCOC推進室を含む。))及び小白川キャンパス事務部をいい、「部局長」とは部局の長をいう。

(許可の範囲)

第3条 本学の施設は、本学の業務に支障のない限り、学術、文化等の目的のために、資産管理担当役が適当と認めた者に一時使用を許可することができる。

(使用の手続)

第4条 前条の使用許可を受けようとする者は、その使用予定日の7日前までに、施設一時使用願(別記様式1。以下「使用願」という。)を、資産管理担当役に願い出なければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、使用予定日の前日(平日に限る。)までに願い出ることができるものとする。

- 2 資産管理担当役は、使用願を受理した場合において、使用許可を受けようとする者及び使用目的等を調査の上、施設の用途又は目的を妨げないと認めたときは、これを許可するものとする。
- 3 使用料は、使用の願い出をするときに、本学指定銀行口座に振り込むものとする。使用料の額は、別に定める。
- 4 前項の規定によりがたいと認められる場合には、使用を許可するときに当該部局の出納役又は所属の出納員が収納するものとする。
- 5 第3項の規定により納付した場合は、当該銀行の出納済印が押された受取書の写しを使用願に添付するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、使用許可を受けようとする者が、国の機関若しくは公庫、独立行政法人、国立大学法人等、公団等政府関係機関又は地方公共団体である場合には、本学出納命令役の発行する請求書により、納付することができるものとする。この場合において、債権発生通知は、国立大学法人山形大学債権管理事務取扱規程第5条により行うものとする。
- 7 既納の使用料は、許可を受けようとする者の申出により、使用日の前日(平日に限る。)までに使用中止を資産管理担当役が承認した場合のみ還付するものとし、その他いかなる事由があつても還付しない。
- 8 前項において、既納の使用料を還付することとなった場合に、資産管理担当役

は使用許可を受けようとする者から還付請求書を提出させ、資産管理担当役が使用中止を承認した旨の書類を添付し出納命令役に通知しなければならない。

(使用の許可通知)

第5条 資産管理担当役は、一時使用について適当と認め、使用を許可したときは、使用を許可された者(以下「使用者」という。)に、施設一時使用許可通知書(別記様式2。以下「許可通知書」という。)を交付するものとする。

(使用の変更及び中止)

第6条 使用者は、使用許可を受けた施設について、使用日時を変更しようとするときは、使用日の3日前(平日に限る。)までに資産管理担当役に願い出てその承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、使用日の前日(平日に限る。)までに願い出ることができるものとする。

2 使用者は、使用許可を受けた施設について、使用を中止しようとするときは、使用日の3日前(平日に限る。)までに資産管理担当役に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、使用日の前日(平日に限る。)までに届け出ることができるものとする。

(使用の記録)

第7条 資産管理担当役は、使用が終了した時に、施設一時使用記録簿(別記様式3)に所要事項を記載するものとする。

(使用の転貸禁止)

第8条 使用者は、使用許可を受けた施設を第三者に転貸してはならない。

(使用の方法)

第9条 使用者は、許可通知書を、当該施設の係員に提示し、その指示に従い使用しなければならない。

(立入及び指示)

第10条 本学係員は、施設の管理上必要があると認めたときは、使用を許可した施設に随時立ち入り、必要な指示をすることができる。

(使用の取消し)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者が使用中であっても、既に与えた使用許可を取り消すことがある。この場合において、使用者にいかなる損害が生じても本学はその責を負わないものとする。

- (1) 使用目的と相違する使用をしたとき。
- (2) 使用条件を履行しないとき。
- (3) 本学において必要が生じたとき。

(使用上の責任)

第12条 使用者は、使用中に生じた一切の事故について、その責を負わなければならない。

(使用者の義務)

第13条 使用者は、施設の使用に当たっては次の事項を守らなければならない。

- (1) 施設の戸締まり、火気の始末及び使用後の清掃をしなければならない。
- (2) 使用者が、故意又は過失によって施設又は器具等を損傷した場合は、本学の指示に従い速やかに修理するか、又は本学の認定した金額を弁償しなければならない。
- (3) 使用を終えたときは、原状に復し本学係員に届け出て確認を受けなければならない。

ならない。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月11日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成18年7月19日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年8月8日から施行し、平成20年7月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成20年9月17日から施行し、平成20年8月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成21年1月21日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日細則第17号)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月9日)

この細則は、平成26年4月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月27日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月9日)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式1

施設一時使用願

[別紙参照]

別記様式2

施設一時使用許可通知書

[別紙参照]